

令和8年度 給与支払報告書の提出について(お願い)

平素から、本市の税務行政につきましては格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法の規定により、1月1日現在において所得税の源泉徴収義務がある事業者(給与支払者)は、前年中に給与の支払いをしたすべての者(給与所得者)について給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日における住所地の市区町村長に提出しなければならないとされております。給与支払報告書は市民税・県民税・森林環境税の税額計算の基礎となる大切な書類ですので、下記の事項等にご留意いただき、必ず期限内にご提出くださいますようお願い申し上げます。

給与支払報告書提出上の注意点

(1) 提出期限：**令和8年2月2日(月)【必着】**

(2) 提出の対象となる人

次の①かつ②の人

① 令和7年1月1日～令和7年12月31日までの間に給与等の支払いをしたすべての人

(アルバイト、パート、乙欄該当者、中途退職者等も含む)

② 令和8年1月1日に本市に住所または居所(実際に居住している住所)を有する人

※令和7年中の退職者については、退職時の住所または居所の市区町村へ提出してください。

※令和8年1月1日現在、本市以外の市区町村に居住している人については、直接、住所地の市区町村へ提出してください。

(3) 提出する書類

サイズはA5規格で、次の①～③を提出してください。

① 給与支払報告書総括表…枕崎市から総括表が送られている場合は、それを添付してください。

② 普通徴収申請書

③ 給与支払報告書(個人別明細書)…1名につき1枚を提出

提出後に追加や内容に訂正がある場合は、左記①～③を再提出してください。

- ・①は「(追加・訂正)」欄も記入
- ・②は再提出の対象者の分のみ記入
- ・③は対象者の分のみ提出。訂正の場合は「摘要」欄に「訂正分」と記入

◆ 給与支払報告書提出後に、特別徴収予定の方が退職、休職、転勤等の異動により、令和8年4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった場合は、令和8年4月15日までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。(地方税法第317条の6第2項)

◆ 特別徴収義務者は、給与所得者が令和8年1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人からの申出の有無にかかわらず一括徴収しなければなりません。(その方に対して5月末日までに支払われる予定の給与又は退職手当が、退職した月の翌月以降に徴収されるべき特別徴収額を超えるときを除く。死亡退職を除く。)(地方税法第321条の5第2項)

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒898-8501

鹿児島県枕崎市千代田町27番地

枕崎市役所 税務課 課税係(⑦番窓口)

TEL: 0993-76-1066

郵送の場合、宛名としてお使いください。→

(5) 給与支払報告書・特別徴収関係様式

枕崎市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.makurazaki.lg.jp>
 くらしの情報 → 税(料)金 → 個人住民税

〒898-8501

鹿児島県枕崎市千代田町27番地

枕崎市役所 税務課 課税係 御中

【給与支払報告書在中】

